

公益社団法人「広島被害者支援センター」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人広島被害者支援センター（以下「当センター」という。）という。

(事務局)

第2条 当センターは、主たる事務所を広島市中区に置く。

(目的)

第3条 当センターは、犯罪又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 被害者等への物品供与又は貸与及び役務の提供等による直積的支援事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁判の申請を補助する事業
- (4) 被害者自助グループへの支援事業
- (5) 関係機関及び団体等との連携による被害者支援事業
- (6) 相談員及び被害者支援ボランティアの養成並びに研修事業
- (7) 被害者の実態に関する調査及び研究事業
- (8) 被害者支援活動に関する広報及び啓発事業
- (9) その他当センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、原則として広島県内において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 当センターの会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当センターの目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当センターの事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 県内各地方公共団体を特別会員として入会を認める。

(入会)

第6条 正会員、賛助会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会が特別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 前条の承認を受けた正会員、賛助会員又は特別会員は、総会において別に定める会費を年ごとに納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 正会員、賛助会員又は特別会員が正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 禁錮以上の刑に処せられたとき又は会員である団体若しくは会員である団体の代表者が、業務に関する罪で罰金以上の刑に処せられたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める脱会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって、その会員を除名することができる。

- (1) 当センターの名誉を著しく損ない又は信用を失わせる行為があったとき。
- (2) 当センターの定款に違反したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、総会において弁明の機会を与えるなければならない。

なお、当該会員が弁明に応じないときは、理事長が弁明の機会を通知した旨を総会で報告したのち、前項の規定に基づき除名することができる。

3 第1項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(総会の種別)

第12条 当センターの総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、当センターの最高の意思決定機関であって、すべての正会員をもって構成する。

2 前条の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併又は事業の全部の譲渡
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年度1回6月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、議会の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第18条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
この場合において、第18条から第20条までの規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、議長及び出席した理事の内から議長が指名した2名の理事が記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第23条 当センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法に定める代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 理事及び監事は、兼ねることができない。
- 6 監事には、当センターの職員が含まれてはならない。
- 7 理事及び監事に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を広島県知事及び広島県公安委員会に届け出なければならない。

(役員の職務)

第25条 理事長は、当センターを代表し、法令及びこの定款の定めるところによりその業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長及び掌副理事長を補佐し、当センターの業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより業務の執行に参画する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 6 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超えない間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 理事及び職員に対し事業の報告を求め、当センターの業務及び財産の状況の調査をすること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるととき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めたときにはこれを理事会及び広島県公安委員会に報告すること。
 - (5) 前号に規定する場合において必要と認めるとときに招集権者に対し理事会の招集の請求をすること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
 - (7) 理事が、この法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第 26 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠で選任された役員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員に対する報酬等)

第 28 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 報酬の支給及び費用を弁償に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定による。

第 5 章 理事会

(役員の解任)

第 29 条 当センターに理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長、専務理事、他の理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務の執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内にその請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事

が招集したとき。

(4) 第 25 条第 7 項第 5 号の規程により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定により理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

第 6 章 会計

(事業年度)

第 36 条 当センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 37 条 当センターの事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に、理事会の決議を経て、直ちに広島県知事及び広島県公安委員会に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の決議を経て広島県知事及び広島県公安委員会に提出しなければならない。

(長期借入金)

第 38 条 当センターが 1 年以上の長期借入をする場合には、理事会の決議を経て、広島県公安委員会に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当センターの事業報告及び決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表並びにこれらの附属明細書及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、その事業年度終了後 3 か月以内に、通常総会において承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認があったときは、前項に規定する書類を、その事業年度終了後 3 か月以内に広島県知事及び広島県公安委員会に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）施行規則第 48 号の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書面に記載するものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議において変更することが出来る。また、当該変更後の内容に係る書類を広島県公安委員会に提出しなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第 42 条 当センターは、法人法第 148 条に定める事由により解散する。

- 2 前項の場合において当センターは、あらかじめ広島県公安委員会に届出書を提出するものとする。
- 3 当センターが公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときは除く。）には、総会の議決を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附する。
- 4 当センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第 43 条 当センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長その他の職員の分掌事務、給与等については、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第 9 章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第 44 条 当センターに顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の決議により、理事長が委嘱する。

- 3 顧問は、当センターの重要会務につき、理事長の諮問に応じる。
- 4 参与は、理事長が委嘱した事項の処理に協力する。
- 5 顧問及び参与は、理事長の要請により、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 顧問及び参与には、費用を弁償することができる。
- 7 顧問及び参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 8 顧問及び参与が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議により顧問及び参与を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他顧問及び参与としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(備付け帳簿及び書類)

第45条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えつけておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類
- (7) 事業計画及び事業報告に関する書類
- (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第49条第2項に定める規定によるものとする。

(情報公開)

第46条 当センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 当センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公告の方法)

第48条 当センターの公告は、当センターの掲示板に掲示するほか、官報に掲載する方法により行う。

第11章 雜則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(特別の利益の禁止)

第50条 当センターは、当センターに財産を贈与する者若しくは当センターの役員又は会員及びこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特別民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 当センターの登記日現在の理事及び監事は別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 当センターの最初の代表理事は山本一隆とし、業務執行理事は平本将人、兒玉憲一及び岡山和彦とする。
- 5 公益社団法人広島被害者支援センタ－定款第10章情報公開及び個人情報の保護第48条の一部改正については、平成30年5月29日から施行する。
- 6 公益社団法人広島被害者支援センタ－定款第14条、第5条及び第6条、第7条、第8条並びに第15条、第39条の一部を改正については、令和元年5月28日から施行する。